やさしい裁判・法律の話

西神中央法律事務所
弁護士　関　　通 孝

「空き家」問題　その１

近年、日本では人の住まない「空き家」が増加の一途をたどっています。

問題となる「空き家」とは、住む人もなくそのまま放置されている状態の家のことで、2018年には、賃貸用・売却用、二次的住宅を除く全体での割合は約41%に上がっています。

「空き家」が発生するのは、親が亡くなり、相続で家を引き継いだ場合が多いことが想定されます。

それについては、親が残した家財の処分に気後れするといった心情的理由や建物を解体するにしても費用がかかるし、解体すれば更地となり、税法上の{住宅用地の軽減措置の特例}（住宅1戸につき、200㎡の小規模住宅用地は、固定資産税は評価額の6分の1。都市計画税は評価額の3分の1）が受けられないとする経済的理由もあるようです。

しかしながら、「空や家」放置によって、諸々のトラブルが発生することがあり得ますので、次回以降に詳しく説明します。